

税のお知らせ

4月の納税等

固定資産税／前期・第1期

保育料／4月分

納期限／4月30日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している方がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税は、基礎的な行政サービスを提供する市町村の財政を支える基幹税目として、重要な役割を果たしています。

納め忘れないようにお願いします。

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課

税されます。この課税のために行う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部の使用資材等を調査します。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますのでご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行っていますが、留守が多い方は、ご連絡いただければ日程を調整し調査に伺います。

●家屋を取り壊された場合

家屋を取り壊された場合、「家屋滅失届」を早急に提出してください。

提出がないと、そのまま課税されますのでご注意ください。

ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は提出不要です。

●問合せ先 総務部税務課

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧について

●期間

4月1日(木)～30日(金)
(土曜・日曜および祝日を除く)

●時間

午前8時30分～午後5時

●場所

総務部税務課

確定申告期間延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月15日(木)まで延期となりました。

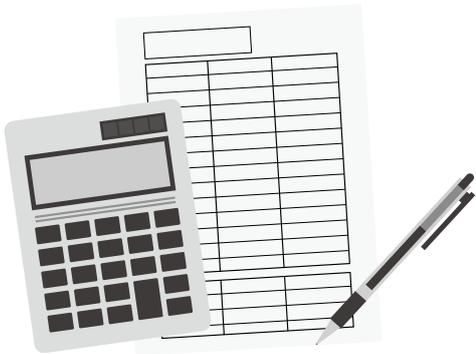
申告・相談窓口は津島税務署で行っております。税務署が開設している申告会場で事前予約のうえ申告していただきますようお願いいたします。

※飛島村役場では申告・相談窓口を開設していません。

●問合せ先

・総務部税務課
・津島税務署

☎ 2612161



警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況 (令和3年2月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
2月	0	0	0	0	0
1～2月	0	0	0	0	1
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
2月	0	0	0	0	1
1～2月	0	0	0	0	1
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
2月	1	0	0	0	
1～2月	2	0	0	0	